

令和2年第9回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第9回臨時会
2	開会	令和2年11月26日
3	閉会	令和2年11月26日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席0名
6	議案件数	3件（うち議員提出 0件）
7	議決の状況	(1)原案可決 3件
8	その他	傍聴者 4名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和2年 第9回南幌町議会臨時会 会議録

令和2年11月26日(木)

午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 惠 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 惠 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

4番	西 股 裕 司	5番	志賀浦 学
----	---------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	角 島 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	まちづくり課長	藤 木 雅 彦
住 民 課 長	笠 原 大 介	税務課長兼出納室長	松 田 秀 則
保健福祉課長	佐 藤 由 美 子	産業振興課長	黒 島 滋 規
都市整備課長	尾 暮 靖 志	病院事務長	原 田 光 一

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長)	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員(総務課長)	小 林 史 典
----------------	---------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

本日をもって招集されました令和2年第9回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。

本臨時会において、新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用を許可いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

4番 西股 裕司議員、5番 志賀浦 学 議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は11月26日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は11月26日、本日1日限りと決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 南幌町議会まちづくり特別委員会副委員長の選任報告をいたします。

南幌町議会まちづくり特別委員会委員長より、副委員長に西股 裕司議員が互選された旨、報告がありましたので、これをもって報告といたします。

・2番目 会務報告は、御手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして、報告済みといたします。

・3番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和2年10月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

日程4 議案第71号から日程6 議案第73号の3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程4 議案第71号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程5 議案第72号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程6 議案第73号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第71号から議案第73号までの3議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第71号及び議案第72号につきましては、いずれも令和2年人事院勧告に鑑み、議会議員、常勤特別職等について、期末手当の支給率を変更する措置を講ずる必要があるため、本案を提案するものです。

次に、議案第73号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、令和2年人事院勧告による国家公務員の給与改定を鑑み、本条例改正を提案するものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長

それでは、議案第71号、議案第72号、議案第73号の3議案について御説明いたします。

初めに議案第71号並びに議案第72号について御説明いたします。2議案につきましては改正内容が同一であるため、議案第71号の説明をもって議案第71号並びに議案第72号の説明に充てさせていただきます。

今回の改正は、令和2年人事院勧告により、国家公務員の給与改定が行われることを受け、本町においても職員の給与改定を行うことなどを鑑みて、議会議員、常勤特別職等について期末手当に係る支給率の引き下げを行うものでございます。

別途配布しています議案第71号資料 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

期末手当、第5条第2項中「100分の225」を「100分の222.5」に改めるものです。これにより、年間支給率が4.45カ月となり、昨年度と比較して0.05カ月が引き下げられます。

次に、附則・期末手当の特例、第23項として、令和2年度分の期末手当を0.05月分引き下げるため、改正後の令和2年12月支給分の期末手当から0.025カ月分を差し引いて支給する特例を規定するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

続きまして、議案第73号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。初めに、改正の概要について申し上げます。令和2年人事院勧告により、国家公務員の給与改定が行われることを受け、本町職員の給与改定を行うものでございます。主な改正内容は、ボーナスの民間支給割合との均衡を図るため、期末手当を0.05カ月分引き下げるもので、令和2年度支給分より実施するものでございます。

それでは、別途配布しております議案第73号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所

でございます。

期末手当、第16条第2項中、「100分の130」を「100分の127.5」に改めるものです。ここでは、一般職に係る期末手当の年間支給率を0.05か月分引き下げるもので、結果、期末勤勉手当の年間支給率を4.45か月分とするものでございます。

附則として、施行期日 第1項 この条例は公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

令和2年12月に支給する期末手当に係る特例措置 第2項 ここでは令和2年度分一般職の期末手当を0.05か月分引き下げるため、改正後の令和2年12月支給分の期末手当から0.025か月分を差し引いて支給する特例を規定するものでございます。以上で、議案第71号、議案第72号、議案第73号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第71号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第71号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第72号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第72号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第73号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第73号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第71号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第72号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第73号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前9時41分)